

国立大学法人島根大学における研究不正防止への対応について

国立大学法人島根大学研究不正防止対策本部

【設置根拠】

研究不正防止対策本部規程（第1条）

【組織】

- 一 学長
- 二 各理事
- 三 学長が指名する副学長
- 四 各学部長
- 五 人間社会科学研究科長
- 六 自然科学研究科長
- 七 医学部附属病院長
- 八 事務局長

【業務】

- 一 研究活動上の不正行為防止及び公的研究費等の不正使用防止のための基本方針に關すること。
- 二 前号の基本方針に基づく行動規範に關すること。
- 三 その他公正な研究活動の推進に關すること。

研究活動における不正防止

研究活動不正行為対策委員会

【設置根拠】

研究活動の不正行為の防止に關する規則
（第6条）

【組織】

- ・研究倫理管理者
- ・学長が指名する教育研究評議会評議員5名
- ・法律関係の専門的知識を有する本学の教員若干名
- ・研究・地方創生部長
- ・その他学長が必要と認めた者

【業務】

- 一 不正行為の防止を目的とした研究倫理教育の推進及び実施状況の把握に關すること。
- 二 不正行為の防止を目的とした啓発活動の推進及び実施状況の把握に關すること。
- 三 通報の受理に關すること。
- 四 不正行為の予備調査に關すること。
- 五 その他不正行為に關し必要な事項

研究費等の不正使用防止

不正使用防止計画推進委員会

【設置根拠】

公的研究費等の不正使用の防止に關する規則
（第8条）

【組織】

- ・統括管理責任者
- ・学長が指名する教育研究評議会評議員3名
- ・企画部長
- ・研究・地方創生部長
- ・教育・学生支援部長
- ・総務部長
- ・財務部長
- ・松江地区学部等事務部長
- ・医学部事務部長
- ・その他学長が必要と認めた者

【業務】

- 一 公的研究費等の防止計画の策定・実施及び実施状況の確認に關すること。
- 二 不正使用防止教育・啓発活動の具体的な計画の策定・実施及び実施状況の確認に關すること。
- 三 公的研究費等の不正使用に係る予備調査に關すること。
- 四 公的研究費等の不正発生要因の把握、検証及び改善策に關すること。
- 五 公的研究費等の不正使用に係る内部監査の実施及び監査結果の検証に關すること。
- 六 その他公的研究費等の不正使用防止に關し必要な事項